

## 【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年11月29日
【報告者の名称】	日本航空電子工業株式会社
【報告者の所在地】	東京都渋谷区道玄坂一丁目10番8号
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区道玄坂一丁目10番8号
【電話番号】	(03)3780-2728
【事務連絡者氏名】	経営企画部 企画シニアマネージャー 田丁 三郎
【縦覧に供する場所】	日本航空電子工業株式会社 (東京都渋谷区道玄坂一丁目10番8号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「当社」とは、日本航空電子工業株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「公開買付者」とは、日本電気株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注5) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注6) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

## 1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 日本電気株式会社  
所在地 東京都港区芝五丁目7番1号

## 2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

## 3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

### (1) 意見の内容

当社は、平成28年11月28日開催の取締役会において、取締役の全員一致により、下記「(2) 意見の根拠及び理由等」に記載の根拠及び理由に基づき、平成28年5月31日開催の取締役会において公開買付けによる当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）への賛同に係わる条件とした、当社の企業価値に重大な影響を及ぼし、当社が本公開買付けに賛同することが適切でないと合理的に判断されることとなる事象が発生していないこと、及び本公開買付けの条件に優越する、公開買付け以外の第三者による当社株式を対象とする公開買付けその他当社の株式等の大規模な取得等の提案であって、それが存在するにもかかわらず、本賛同意見の表明をすることが、当社の取締役としての善管注意義務に違反するおそれがあると合理的に判断される提案が存在しないことを確認の上、本公開買付けに賛同する旨を決議いたしました。

また、当該取締役会においては、本公開買付け後も当社株式の上場が維持される予定であるため、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を併せて決議いたしました。

当社の取締役会の意思決定過程の詳細については、下記「(7) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議のない旨の意見」をご参照ください。

### (2) 意見の根拠及び理由等

#### 本公開買付けの概要

当社は、公開買付け者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付け者は、本書提出日現在、当社株式22,491,671株（所有割合（注1）24.67%）を所有するとともに、議決権行使の指図権を留保して三井住友信託銀行株式会社を受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に再信託）とする退職給付信託（以下「公開買付け者退職給付信託」といいます。）に拠出している当社株式13,800,000株（所有割合15.14%）と合わせて、当社株式36,291,671株（所有割合39.81%）を実質的に保有しており、当社を持分法適用関連会社としているとのことです。

（注1） 「所有割合」とは、当社が平成28年11月11日に提出した第87期第2四半期報告書（以下「本四半期報告書」といいます。）に記載された平成28年11月11日現在の当社の発行済株式総数（92,302,608株）に、当社が平成28年6月22日に提出した第86期有価証券報告書に記載された平成28年5月31日現在の新株予約権（253個）及び本四半期報告書に記載された平成28年7月10日付で発行した新株予約権（70個）の合計（323個）から平成28年6月1日以降平成28年11月11日までの新株予約権の行使による減少（11個）を除いた数の新株予約権（312個）の目的となる当社株式数（312,000株）を加算し、当社が平成28年10月26日に公表した「平成29年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「本決算短信」といいます。）に記載された平成28年9月30日現在の当社が所有する自己株式数（1,442,475株）を控除した株式数（91,172,133株）に対する割合（なお、小数点以下第三位を四捨五入しています。）をいい、以下同じとします。なお、平成28年11月11日現在の当社が所有する自己株式数は、平成28年9月30日から変動はありません。

公開買付け者は、平成28年5月31日開催の取締役会において、当社を公開買付け者の連結子会社とすることを目的として、国内外の独占禁止法・競争法に基づく必要な手続及び対応を終えること並びに当社の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を行うことについて適法かつ有効に承認をし、その旨の公表をしていることを本公開買付けの開始の条件として、本公開買付けを実施する旨を決議し、平成28年11月頃には本公開買付けを開始することを目指していたとのことです。

今般、中国を除く国内外の独占禁止法・競争法に基づく必要な手続及び対応が完了し、また、中国の独占禁止法に基づく必要な手続及び対応についても本公開買付けに係る買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）満了の前日までに完了する見込が付いたことから、公開買付け者は、当初の予定通りの時期に本公開買付けが開始可能な状態になったと判断し、平成28年11月28日開催の取締役会において、本公開買付けを平成28年11月29日より開始する旨を決議したとのことです。

本書提出日現在、当社株式は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場されておりますが、公開買付け者は、本公開買付け成立後も引き続き当社株式の上場及び当社の経営の自主性を維持しながら、事業連携関係を強化する方針であることから、本公開買付けにおいては、公開買付け者は、

10,000,000株（本書提出日現在、公開買付者及び公開買付者退職給付信託が所有する当社株式と合わせて46,291,671株、所有割合にして50.77%）を買付予定数の上限と設定しており、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の上限（10,000,000株）を超える場合には、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行うとのことです。他方、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限は設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の上限（10,000,000株）以下の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。

#### 本公開買付けの目的及び背景

公開買付者並びに公開買付者の子会社217社及び持分法適用関連会社52社（平成28年3月31日現在）からなるNECグループは、主に官公、公共、医療、金融及びメディア向けにシステム・インテグレーション、サポート、アウトソーシング、クラウドサービス及びシステム機器等を提供する「パブリック事業」、主に製造業及び流通・サービス業向けにシステム・インテグレーション、サポート、アウトソーシング及びクラウドサービス等を提供する「エンタープライズ事業」、主に通信事業者向けにネットワークインフラ、サービス&マネジメント等を提供する「テレコムキャリア事業」並びにハードウェア、ソフトウェア、企業ネットワーク及びサービス（データセンター基盤、サポート）の提供を中心とする「システムプラットフォーム事業」のセグメントにわたって、製品の開発、生産及び販売からサービスの提供に至るまで幅広い事業活動を展開しているとのことです。

公開買付者は、人が豊かに生きる安全・安心・効率・公平な社会を実現するために、社会価値創造型企業としてICT（注2）を活用して社会インフラを高度化する「社会ソリューション事業（上記パブリック事業、エンタープライズ事業、テレコムキャリア事業の各セグメントにて展開する事業の総称）」に注力しており、「2018中期経営計画（2016年度から2018年度）」では、営業利益率5%の実現に向けて収益構造の立て直しに取り組むとともに、社会ソリューション事業のグローバル化を推進し成長軌道への回帰を図ることで、中長期的な企業価値の向上を目指しているとのことです。

社会ソリューション事業のグローバル化を推進し成長軌道への回帰を図るため、具体策としては、リアルタイムでの事象把握により、さらなる安全・安心の確保に貢献するセーフティ事業、社会のニーズに対応した通信事業者の新サービスの迅速な実現に貢献するグローバルキャリア向けネットワーク事業、大手コンビニチェーンなどにおける24時間365日の店舗運営や消費者の利便向上に貢献するリテール向けITサービス事業を注力事業と定義し、市場成長が見込める領域にリソースを集中することにより、事業拡大を図るとのことです。公開買付者は、これらの取り組みにより、人が豊かに生きるための安全・安心・効率的・公平な社会の実現に、グローバルで貢献するとともに、自らも成長していく「社会価値創造型企業」への変革に全力で取り組んでいるとのことです。

また、公開買付者は、今後、増え続ける世界人口が都市に集中し、それを上回るペースでエネルギーや食糧の需要が高まる中、地球の限りある資源を無駄なく使い、公平で持続できる社会を築いていくために、ICTを原動力とした新たな社会インフラの創出が求められているとの認識のもと、グローバル・メガトレンド（注3）を踏まえた社会課題とその解決に向けて、ICTを活用した社会ソリューション事業を通じて、「安全」「安心」「効率」「公平」という価値の提供に努めていますが、公開買付者がグローバルで競争力を持ち、事業を拡大していくためには、公開買付者が注力する社会ソリューション事業における魅力のあるソリューションの整備とともに、現地でのサービス提供能力及びお客様との信頼関係の醸成といったグローバル事業基盤の強化が喫緊の課題となっているとのことです。また、世界のICT関連のデータは増加し続け、将来、膨大なデータが流通すると見込まれる中で、これまで制御の対象としていなかった様々なモノから大量のデータを集めることが可能となり、それらのデジタルデータに高度な分析・解析を介することで付加価値を見出すことができるようになるとのことです。来るべきIoT（注4）時代においては、デジタルの世界で見出されたデータの付加価値を、現実の社会・産業・生活に対して高速かつリアルタイムに反映させることで、新たな社会価値創造の機会、産業構造の変革、知識創造プロセスの変化などが生み出されていくことが想定されるとのことです。公開買付者は、幅広い業種間での連携を通じて、これまで制御の対象としていなかった様々なモノから膨大なICT関連のデータを集め、分析し、解析することで新たな社会価値を創出し、より良い社会の実現を目指しているとのことです。

（注2） Information and Communication Technology（情報通信技術）の略称をいいます。

（注3） 「グローバル・メガトレンド」とは、世界が直面する大きな潮流（メガトレンド）をいいます。

（注4） Internet of Thingsの略称であり、様々なものがインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組みをいいます。

一方、当社並びに当社の子会社25社及び関連会社2社（平成28年3月31日現在）からなる航空電子グループは、「開拓、創造、実践」の企業理念のもと、独自の革新的、創造性に富んだ高い技術・開発力を背景に、主に

携帯機器市場、自動車市場、産業機器・社会インフラ市場をはじめ幅広い市場向けに各種コネクタ製品を開発・製造・販売する「コネクタ事業」、車載用静電タッチパネルなどの自動車市場向け製品、産業機器・医療機器向けの各種操作パネルなどの製品を開発・製造・販売する「インターフェース・ソリューション事業」、飛行制御装置、慣性航法装置、電波高度計などの防衛・宇宙用電子機器、及び半導体・液晶製造装置向け制振・駆動用機器、油田掘削向けセンサ、車載用回転角度センサなどの産業機器・社会インフラ及び自動車市場向け製品を開発・製造・販売する「航機事業」の3つの事業を展開しております。当社は、“Technology to Inspire Innovation”「当社の開発する技術が、お客様の独創的な商品開発に新しい扉を拓きます。」を標榜し、お客様のイノベーション実現を加速する技術開発・ものづくりに注力しており、長年にわたり、世界のお客様からパートナーとしての高い信頼をいただくため、「連結経営を基軸としたグローバルな事業展開」「グローバルマーケティングと技術開発力の強化」「品質・もの作りの革新」を経営の基本方針として推進してまいりました。現在、携帯機器市場、自動車市場及び産業機器・社会インフラ市場を重点3市場と位置づけ、成長機器、成長市場に対する積極的なグローバルマーケティングと新製品開発活動を通じて、過去5年間に於いて年平均12%の売上高成長率（平成28年3月期と平成24年3月期との対比）を遂げ、その間の海外売上高比率は54%（平成24年3月期）から71%（平成28年3月期）に拡大、また売上高経常利益率9.4%（平成28年3月期）の連結業績を実現しております。

当社は、昭和28年1月に公開買付者が航空エレクトロニクス事業に進出する際に、当該事業を担う位置づけの100%出資の子会社として設立され、以降自主自立の経営を通じて独自に事業を進展させてまいりました。昭和48年4月に東京証券取引所市場第二部に上場、昭和55年9月に東京証券取引所市場第一部に上場いたしました。当該上場後も、公開買付者は当社を連結子会社として位置づけてまいりました。公開買付者はITバブル崩壊後、IT・ネットワークソリューション領域へ注力するという経営方針のもと、平成16年3月に当社の株式の一部（10,000,000株、1株につき1,031円）を株式売出しにより売却し、それ以降、当社を持分法適用関連会社と位置づけてきたことですが、以後今日に至るまで、当社及び公開買付者は、互いに独立した上場企業として緩やかな連携を続けてまいりました。

今般、公開買付者は、IoT時代の到来等、社会・経済構造が変化する中、ICTを活用した社会ソリューション事業のグローバル化を推進するためには当社との連携を更に強固にすることが必要と判断するに至ったこととあり、平成28年3月中旬、当社に対し、両社の連携強化に関する経営方針の明確化と事業連携施策を共同で実行するために公開買付けを行いたいとの提案があり、当該提案に対する両社経営トップレベルでの協議を開始しました。

それを受け、当社及び公開買付者は、平成28年4月上旬から本公開買付けについて本格的な協議を重ね、両社の企業価値向上に向けた事業運営に係る施策について様々な角度から検討を行ってまいりました。その結果、当社及び公開買付者は、両社及びNECグループの経営資源を結集することによる両社の事業基盤の強化を実現するためには、当社を公開買付者の連結子会社として改めて位置づけ直し、それを社内外に示す必要があるとの判断から、本公開買付けを通じた当社と公開買付者との資本関係の強化が重要であるとの結論に至りました。

今回の当社及び公開買付者の連携強化は、( )ICTを核とした大きな社会インフラの変革が想定される中で、IoT、自動車の自動運転などの成長領域における連携や、公開買付者の保有するサービス、システムなどのソリューション力と当社の保有する技術・製品、グローバルな顧客との関係などの力を融合させることによる市場開拓力・マーケティング力の強化、技術・新製品・システム・ソリューション開発における交流の活発化、( )公開買付者のパブリック事業及び当社の航機事業が担う航空宇宙防衛事業の将来の事業発展に向けた協業、( )両社の持つグローバルネットワークや技術の相互活用、( )研究開発面での協力関係強化、クロスライセンス契約などを通じたNECグループの広範な知的財産の活用、( )各種先端情報・経営ノウハウ・リソースの活用を通じた事業運営の効率化等、両社及びNECグループの経営資源を結集することによる両社の事業基盤の強化を実現することを目的としております。

当社及び公開買付者は、特に、

(a) 公開買付者が有するサービス、システムなどのソリューション視点を起点としたアプローチと、当社が持つ素材・技術・製品・システムを起点としたアプローチとを融合することによる、既存の事業領域の枠を超えた事業展開の可能性を共有するとともに

(b) 両社が、航空宇宙防衛事業において長年日本のナショナルセキュリティ、及び宇宙開発に貢献してきたことを踏まえ、同事業における両社の将来の発展に向けた事業協業の更なる推進

の実現に向けて連携を強化していくことの重要性を相互に確認しております。

### 本公開買付け後の経営方針

公開買付者は、当社が今後も持続的な発展により企業価値を向上させていくためには、当社の独自の企業文化、経営の自主性を維持することが非常に重要であると認識しているとのことであり、当社の連結子会社化後も当社株式の上場を維持し、また、現状の当社の上場会社としての自主的な経営を尊重しつつ、両社の連携を深めることとしており、企業価値の向上に関する具体的な取り組みに向け、今後当社との連携強化を協議・実現していくための協議会を設置する予定とのことです。

なお、公開買付者による当社の連結子会社化後の経営への関与に関して、公開買付者と当社との間で、公開買付者の当社に対する議決権保有比率を51%以下とし、当社株式の上場を維持することを基本方針とし、基本方針に変更が生じる場合には、公開買付者は当社の意向を尊重する旨、当社は役員人事等につき公開買付者に対し事前に報告のうえ、実行する旨、当社は経営計画に関する目標設定や業績コントロール等事業運営に係る事項につき自らの責任で意思決定及び執行する旨、公開買付者による当社の連結子会社化後に開催される当社の最初の株主総会以降、公開買付者が当社に対して取締役を1名派遣する旨、公開買付者は当社の少数株主の権利については十分に配慮する旨等について合意しております。

詳細は、下記「(3)本公開買付けに関する重要な合意」の「( )本公開買付け及び公開買付者による当社の連結子会社化後の経営への関与に関する覚書」の「基本方針」及び同「公開買付者による当社の経営への関与」をご参照ください。

### 本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

上記「本公開買付けの目的及び背景」のとおり、当社が公開買付者の100%出資の子会社として設立された後、当社の株式公開、ITバブル崩壊後の公開買付者のIT・ネットワークソリューション領域への注力という経営方針に基づく当社株式の売出しを通じて、徐々に公開買付者の当社株式の所有割合は低下してきましたが、両社間には長年にわたり継続してきた資本や人的な関係を通じて醸成された相互の深い信頼関係が保たれていることを背景に、当社は、公開買付者の当社株式の所有割合が平成16年3月以前の水準に戻ることを契機に、事業価値向上のため、改めて公開買付者との連携強化を図ることといたしました。

具体的には、当社は、

- ( )当社がこれまでも進めてきた部品単体に留まらず、材料・素材に関わる技術をベースとしたモジュール（複合部品）・製品への事業領域拡大を踏まえ、既存の事業領域の枠を超えた更なる事業展開の広がりに向けた公開買付者との連携による発展の可能性の模索（例えば、情報通信技術の高度化につれてコネクタやセンサもシステムと一体化する流れの中で、様々な業界におけるIoTの利活用や自動車の自動運転をはじめとする、情報通信技術を鍵とした大きな社会インフラの変革に対する、公開買付者が有するサービス、システムなどのソリューション視点からのマーケティングの活用推進や、システムから製品、モジュール、部品、素材に至る一貫したソリューション開発の推進）
- ( )当社の持つ高速伝送・高周波技術、高電流、耐環境性能、精密加工技術、信頼性評価技術などの強みに加え、公開買付者が持つ研究開発力、知的財産の活用や公開買付者が有する異なる視点からのアプローチによる、技術的な課題の克服の加速
- ( )公開買付者が持つグローバルネットワークを活用した海外マーケティング、市場開拓力の拡充
- ( )両社が、航空・宇宙・防衛事業において長年日本のナショナルセキュリティ及び宇宙開発に貢献してきたことを踏まえた同事業における両社の将来の発展に向けた事業協業の更なる推進
- ( )当社の企業規模拡大や事業の幅の広がりに対応した経営基盤拡充にあたり、公開買付者が有する各種経営ノウハウ、リソースの活用

を図ってまいります。

また、当社は、上記の事業価値の向上を図りつつも、当社が今後も持続的な発展により企業価値を向上させていくためには、当社の独自の企業文化、経営の自主性を維持することが非常に重要であると認識しております。他方、公開買付者としても、同様の認識のもと、上記「本公開買付け後の経営方針」記載のとおり、当社株式の上場を維持し、現状の当社の上場会社としての自主的な経営を尊重しつつ、両社の連携を深めることとしており、今後、企業価値の向上に関する具体的な取り組みに向け、当社との協議・検討を活発化させていきたいとの意向であるとのことでした。

以上のことから、当社は、平成28年5月31日開催の当社取締役会において、取締役の全員一致により、同日時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、当社の企業価値に重大な影響を及ぼし、当社が本公開買付けに賛同することが適切でないと合理的に判断されることとなる事象が発生していないこと、及び本公開買付けの条件に優越する、公開買付者以外の第三者による当社株式を対象とする公開買付けその他当社の株式等の大規模な取得等の提案であって、それが存在するにもかかわらず、本賛同意見の表明をすることが、当社の取締役としての善管注意義務に違反するおそれがあると合理的に判断される提案が存在しないことを条件として、本公開買付けに賛同する旨を決議いたしました。

また、当該取締役会においては、株式会社日本政策投資銀行（以下「日本政策投資銀行」といいます。）より取得した株式価値算定書で示された株式価値のレンジの範囲内に含まれていること、及び本公開買付けの予定の公表日の前営業日（平成28年5月30日）の東京証券取引所市場第一部における当社株式の市場株価に一定のプレミアムが付されていることに照らせば、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）は一定の合理性があると考えられるものの、当社と公開買付者は、当社の連結子会社化後も当社株式の上場を維持することについて合意しており、本公開買付け後も当社株式の上場が維持される予定であること、また、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定されていることから、株主の皆様としては本公開買付け後も当社株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を併せて決議いたしました。

今般、本公開買付けの開始にあたり、当社は、公開買付者の連結子会社となることによって、当社と公開買付者との間の長年にわたる相互の信頼関係の存在を背景に、本公開買付けが、両社間の連携を深めることを通じて当社の事業価値の向上に資すると考えられること、公開買付者が、現状の当社の上場維持を前提に、当社のこれまで通りの独立した上場会社としての自主・自立による経営を尊重するとしていること、公開買付者は、当社の少数株主の権利については十分に配慮するとしていること、公開買付者における中国の独占禁止法に基づく必要な手続及び対応についても公開買付期間満了の前日までに完了する目処が付いたとの報告があったこと、及び上記の本公開買付けへの賛同に係る条件が充足されたことを確認できたこと、並びに上記平成28年5月31日開催の当社取締役会以降の環境の変化及び連携協議の進展等を踏まえ、改めて検討した結果、本公開買付けに関する判断を変更する要因はないと考えたことから、平成28年11月28日開催の当社取締役会において、取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨を決議いたしました。

また、当該取締役会においては、本公開買付け価格は、平成28年5月30日に日本政策投資銀行より取得した株式価値算定書で示された株式価値のレンジの範囲内に含まれていることを踏まえ、その後の事業環境等の変化の影響並びに平成28年7月27日付「業績予想の修正に関するお知らせ」（以下「本業績予想の修正に関するお知らせ」といいます。）及び本決算短信により公表された当社の業績予想の修正を考慮すれば現時点においては本公開買付け価格を引き上げるべき環境にあるとはいえないこと、平成28年11月28日の前営業日（平成28年11月25日）の東京証券取引所市場第一部における当社株式の市場株価に一定のプレミアムが付されていることに照らせば、本公開買付け価格は一定の合理性があると考えられるものの、当社と公開買付者は、当社の連結子会社化後も当社株式の上場を維持することについて合意しており、本公開買付け後も当社株式の上場が維持される予定であること、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定されていることから、株主の皆様としては本公開買付け後も当社株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を併せて決議いたしました。

上記各取締役会の意思決定過程の詳細については、下記「(7) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議のない旨の意見」をご参照ください。

### (3) 本公開買付けに関する重要な合意

#### ( ) 本公開買付け及び公開買付者による当社の連結子会社化後の経営への関与に関する覚書

公開買付者と当社は、平成28年5月31日付けで、本公開買付け及び公開買付者による当社の連結子会社化後の経営への関与に関する覚書（以下「本覚書」といいます。）を締結しております。本覚書の概要は以下のとおりです。

#### 基本方針

公開買付者の当社に対する議決権保有比率（公開買付者が保有する議決権数の、当社の発行済株式総数から自己株式数を控除した数を単元株式数で除した値に対する割合をいいます。）は、公開買付者による当社の連結子会社化（以下「本子会社化」といいます。）後も公開買付者が公開買付者の退職給付信託に拠出している当社の株式を含め51%以下とし、また、当社株式の上場を維持する。但し、基本方針に変更が生じる場合には、公開買付者は当社の意向を尊重する。また本子会社化後、当社が新株発行又はそれに準ずる行為を行う場合には、公開買付者は、基本方針に基づき可能な限り協力する。

#### 公開買付者による本公開買付けの実施

公開買付者は、( ) 当社の取締役会が、下記「当社による賛同意見の表明」に定める賛同意見を行うことについて適法かつ有効に承認をし、その旨の公表をしていること、及び( ) 国内外の独占禁止法・競争法の手続及び対応に関し、本公開買付けの開始及び実行が当該国の独占禁止法・競争法に違反又は抵触しない旨の許認可若しくは意見が取得され又は異議なく待機期間が満了していること各条件が、本公開買付けの開始日の前営業日において充足されていることを前提条件として、本公開買付けを実施する。但し、公開買付者は、その任意の裁量により、当該条件の全部又は一部の充足を前提条件として放棄することができる。

#### 当社による賛同意見の表明

当社は、( )当社の企業価値に重大な影響を及ぼし、当社が本公開買付けに賛同することが適切でないとは合理的に判断されることとなる事象が発生していないこと、及び( )本公開買付けの条件に優越する、公開買付者以外の第三者による当社株式を対象とする公開買付けその他当社の株式等の大規模な取得等の提案であって、それが存在するにもかかわらず、本賛同意見の表明をすることが、当社の取締役としての善管注意義務に違反するおそれがあると合理的に判断される提案が存在しないこと各条件が、本公開買付けの開始日の前営業日において充足されていることを前提条件として、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明し、これを公表するものとし、上記前提条件が維持されている限り、公開買付期間が終了するまでこれを維持する。

#### 公開買付者による当社の経営への関与

公開買付者及び当社は、本子会社化後も、当社の健全な事業運営が維持されている限り、以下のとおり、当社が公開買付者のグループ経営方針を尊重しつつ、上場会社として自主的な経営を行うものであることを確認する。

- (a) 当社は、役員人事、配当方針の決定、財務体質に重大な影響を及ぼす投資、年度業績予想及び修正予想の公表等について、公開買付者に対し事前に報告のうえ、実行する。
- (b) 当社は、経営計画に関する目標設定や業績コントロール、投資計画の策定・実行など、事業運営に係る事項について、自らの責任で意思決定及び執行する。
- (c) 当社は、従業員に対する各種制度及び施策について、両社間の協力関係を維持したうえで、自主的に企画、判断及び実行する。
- (d) 公開買付者は、本子会社化後に開催される当社の最初の株主総会以降、当社に対し、取締役を1名派遣する。

本 の規定は、公開買付者の当社に対する株主としての正当な権利の行使を妨げるものではない。なお、公開買付者は、当社の少数株主の権利については十分に配慮する。

#### ( ) 退職給付信託契約

公開買付者は、三井住友信託銀行株式会社との間の平成13年2月21日付退職給付信託契約（その後の変更契約を含みます。）に基づき、当社株式13,800,000株を、議決権行使の指図権を留保して三井住友信託銀行株式会社を受託者とする公開買付者退職給付信託に拠出しており、当該株式は、公開買付者、三井住友信託銀行株式会社、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社及び上記退職給付信託契約に係る信託管理人の間の平成13年2月21日付退職給付信託契約の信託事務の委託に関する四者間協定に基づき、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に再信託されているとのことです。

また、上記退職給付信託契約において、公開買付者が公開買付者退職給付信託に拠出している株式（当社株式13,800,000株（所有割合15.14%）を含みます。）について、信託管理人の指図がなければ処分等（本公開買付けへの応募を含みます。）しない旨が合意されており、公開買付者は、信託管理人との間で、本公開買付けへの応募の指図をしないことを合意しているとのことです。

#### (4) 算定に関する事項

##### 算定機関の名称並びに当社及び公開買付者との関係

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、日本政策投資銀行の有する中立性を考慮し、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関として、同行に対し当社の株式価値の算定を依頼しました。日本政策投資銀行は、当社との間に融資にかかる取引関係がございますが、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。なお、当社の株式価値の算定にあたっては、日本政策投資銀行における融資担当部門からは独立したアドバイザー担当部門が独自に業務を行っており、この点からも上記取引関係が当社の株式価値の算定業務に影響を与えることはないと考えております。

##### 算定の概要

日本政策投資銀行は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、当社が継続企業であるとの前提の下、当社株式について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社株式が東京証券取引所に上場し、継続的に値付けがなされ、株価形成上十分な流動性も確保されており、多数の投資判断の結果が反映されていると想定されることから採用した市場株価法のほか、M & Aにおける基本的な評価手法であり、当社と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較による当社株式の株式価値の類推が可能であることから採用した類似会社比較法、及び当社の将来の事業活動の状況を算定に反映させるために採用したディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行いました。当社は日本政策投資銀行から平成28年5月30日に当社株式に関する株式価値算定書を取得しております。なお、当社は、日本政策投資銀行から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

日本政策投資銀行により、当社株式の株式価値算定にあたり、採用された手法及び当該手法に基づいて算定した当社株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価法	1,283円から1,419円
類似会社比較法	1,534円から1,944円
D C F法	1,616円から2,268円

市場株価法では、平成28年5月27日を算定基準日として、当社株式の東京証券取引所市場第一部における基準日終値1,419円、基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値1,342円（小数点以下四捨五入、以下、終値の単純平均値の計算において同じです。）、基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値1,283円及び基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値1,401円を基に、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲は、1,283円から1,419円までと分析しています。

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を算定し、その1株当たりの株式価値の範囲は、1,534円から1,944円までと分析しています。

D C F法では、当社に係る事業計画（平成29年3月期から平成32年3月期まで）における収益や投資計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、当社が平成29年3月期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式1株当たりの株式価値の範囲を1,616円から2,268円までと分析しています。なお、当該D C F法の算定の基礎となる事業計画については大幅な増減益を見込んでおりません。また、当該事業計画は、本公開買付けの実行を前提としたものではありません。

#### (5) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、本書提出日現在、東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、本公開買付けは、当社株式10,000,000株（所有割合10.97%）を買付予定数の上限として設定しておりますので、本公開買付けにより当該10,000,000株の買付け等を行った後に公開買付者が実質的に所有することになる当社株式は46,291,671株（所有割合50.77%）であり、上記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意」の「( ) 本公開買付け及び公開買付者による当社の連結子会社化後の経営への関与に関する覚書」に記載のとおり、公開買付者と当社は、当社の連結子会社化後も当社株式の上場を維持することについて合意しております。また、公開買付者は本公開買付けに伴う当社の上場廃止を企図していないとのことです。したがって、本公開買付けの成立後も、当社株式は引き続き上場が維持される予定です。

#### (6) いわゆる二段階買収に関する事項

本公開買付けは、いわゆる二段階買収を予定しているものではありません。

#### (7) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本書提出日現在において、当社は公開買付者の子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しませんが、公開買付者は、公開買付者及び公開買付者退職給付信託が所有している株式数と合わせて、当社株式36,291,671株（所有割合39.81%）を実質的に保有し、当社を持分法適用関連会社としていること、及び当社に対して公開買付者から1名の社外監査役を派遣していることを考慮し、当社及び公開買付者は、本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下のような措置を実施いたしました。なお、以下の記載のうち、公開買付者において実施した措置については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

##### 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、日本政策投資銀行の有する中立性を考慮し、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関として、同行に対し当社の株式価値の算定を依頼しました。日本政策投資銀行は、当社との間に融資にかかる取引関係がございますが、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。なお、当社の株式価値の算定にあたっては、日本政策投資銀行における融資担当部門からは独立したアドバイザー担当部門が独自に業務を行っており、この点からも上記取引関係が当社の株式価値の算定業務に影響を与えることはないと考えております。

日本政策投資銀行は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価法、類似会社比較法及びD C F法の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行い、当社は日本政策投資銀行から平成28年5月30日に当社株式に関する株式価値算定書を取得しました。当社株式に関する株式価値算定の概要は、上記「(4) 算定に関する事項」の「算定の概要」をご参照ください。なお、当社は、日本政策投資銀行から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

##### 当社における外部の法律事務所からの助言



当社は、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定の過程等における透明性及び公正性を確保するため、外部の法務アドバイザーとして東京八丁堀法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定の過程、方法その他の留意点について、法的助言を受けております。

当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議のない旨の意見  
当社は、公開買付者からの本公開買付けに関する説明のほか、上記「 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」及び「 当社における外部の法律事務所からの助言」に記載のとおり日本政策投資銀行から当社の株式価値評価に関する株式価値算定書を取得し、また、東京八丁堀法律事務所からの法的助言を得ながら、公開買付者からの提案を慎重に検討し、公開買付者との協議を重ねるとともに、本公開買付けに関する諸条件について、慎重に協議・検討いたしました。

その結果、当社は、平成28年5月31日開催の当社取締役会において、取締役の全員一致により、同日時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、当社の企業価値に重大な影響を及ぼし、当社が本公開買付けに賛同することが適切でないと合理的に判断されることとなる事象が発生していないこと、及び本公開買付けの条件に優越する、公開買付者以外の第三者による当社株式を対象とする公開買付けその他当社の株式等の大規模な取得等の提案であって、それが存在するにもかかわらず、本賛同意見の表明をすることが、当社の取締役としての善管注意義務に違反するおそれがあると合理的に判断される提案が存在しないことを条件として、本公開買付けに賛同する旨を決議いたしました。

また、当該取締役会においては、日本政策投資銀行より取得した株式価値算定書で示された株式価値のレンジの範囲内に含まれていること、及び本公開買付けの予定の公表日の前営業日（平成28年5月30日）の東京証券取引所市場第一部における当社株式の市場株価に一定のプレミアムが付されていることに照らせば、本公開買付け価格は一定の合理性があると考えられるものの、当社と公開買付者は、当社の連結子会社化後も当社株式の上場を維持することについて合意しており、本公開買付け後も当社株式の上場が維持される予定であること、また、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定されていることから、株主の皆様としては本公開買付け後も当社株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を併せて決議いたしました。

今般、本公開買付けの開始にあたり、当社は、公開買付者の連結子会社となることによって、当社と公開買付者との間の長年にわたる相互の信頼関係の存在を背景に、本公開買付けが、両社間の連携を深めることを通じて当社の事業価値の向上に資すると考えられること、公開買付者が、現状の当社の上場維持を前提に、当社のこれまで通りの独立した上場会社としての自主・自立による経営を尊重するとしていること、公開買付者は、当社の少数株主の権利については十分に配慮するとしていること、公開買付者における中国の独占禁止法に基づく必要な手続及び対応についても公開買付期間満了の前日までに完了する目処が付いたとの報告があったこと、及び上記の本公開買付けへの賛同に係る条件が充足されたことを確認できたこと、並びに上記平成28年5月31日開催の当社取締役会以降の環境の変化及び連携協議の進展等を踏まえ、改めて検討した結果、本公開買付けに関する判断を変更する要因はないと考えたことから、平成28年11月28日開催の当社取締役会において、取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨を決議いたしました。

また、当該取締役会においては、本公開買付け価格は、平成28年5月30日に日本政策投資銀行より取得した株式価値算定書で示された株式価値のレンジの範囲内に含まれていることを踏まえ、その後の事業環境等の変化の影響並びに本業績予想の修正に関するお知らせ及び本決算短信により公表された当社の業績予想の修正を考慮すれば現時点においては本公開買付け価格を引き上げるべき環境にあるとはいえないこと、平成28年11月28日の前営業日（平成28年11月25日）の東京証券取引所市場第一部における当社株式の市場株価に一定のプレミアムが付されていることに照らせば、本公開買付け価格は一定の合理性があると考えられるものの、当社と公開買付者は、当社の連結子会社化後も当社株式の上場を維持することについて合意しており、本公開買付け後も当社株式の上場が維持される予定であること、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定されていることから、株主の皆様としては本公開買付け後も当社株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を併せて決議いたしました。

なお、平成28年5月31日及び同年11月28日における上記各決議に係る議案の審議に参加した監査役（社外監査役を含む）はいずれも、当該各決議に異議がない旨の意見を述べております。

また、当社監査役の松本康子氏は、公開買付者の従業員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避し、当社における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、上記各決議に関する当社取締役会に出席しておらず、当社の立場において、本公開買付けに関する公開買付者との協議・交渉に参加していません。

#### 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者によれば、公開買付者は、本公開買付け価格を決定するにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券株式会社（以下「SMB C日興証券」といいます。）に対して、当社の株式価値の算定を依頼したとのことです。

S M B C日興証券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価法、類似上場会社比較法及びD C F法を用いて、当社の株式価値の算定を行い、公開買付者は、S M B C日興証券から平成28年5月30日に株式価値算定書を取得したとのことです。なお、S M B C日興証券は、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。また、公開買付者は、S M B C日興証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

公開買付者が取得した株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価法	: 1,288円～1,396円
類似上場会社比較法	: 1,496円～2,255円
D C F法	: 1,516円～2,382円

市場株価法では、平成28年5月30日を基準日として、基準日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,341円、基準日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,288円、基準日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,396円を基に、1株当たりの株式価値の範囲を1,288円から1,396円までと分析しているとのことです。

類似上場会社比較法では、当社と事業内容等が類似する上場会社を選定し、当該会社に係る一定の株価等に対する財務数値の倍率を、当社の財務数値に適用して株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を1,496円から2,255円までと分析しているとのことです。

D C F法では、当社の平成29年3月期から平成31年3月期までの事業計画等を踏まえて公開買付者が独自に検討した事業計画、直近までの業績動向、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、当社が平成29年3月期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を1,516円から2,382円と分析しているとのことです。

公開買付者は、S M B C日興証券から取得した株式価値算定書に記載された算定内容・結果を踏まえつつ、当社に対するデュー・デリジェンスの結果、当社取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社株式の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、平成28年5月31日に本公開買付価格を1,920円とすることを決定したとのことです。

なお、本公開買付価格1,920円は、本公開買付けの予定の公表日の前営業日である平成28年5月30日の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値1,474円に対して30.26%（小数点以下第三位四捨五入、以下比率の計算において同じとします。）、平成28年5月30日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,341円に対して43.18%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,288円に対して49.07%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,396円に対して37.54%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となるとのことです。

また、本公開買付けの開始の公表日の前営業日である平成28年11月25日の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値1,572円に対して22.14%のプレミアムを加えた価格となるとのことです。

## 4【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

## (1) 普通株式

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	議決権の数(個)
秋山 保孝	会長(代表取締役)	会長	82,852	82
小野原 勉	社長(代表取締役)	社長	22,897	22
武田 和生	取締役	専務執行役員	24,843	24
荻野 康俊	取締役	常務執行役員	20,995	20
浦野 実	取締役	執行役員 コネクタ事業部長	9,390	9
廣畑 史朗	取締役	-	-	-
坂場 三男	取締役	-	-	-
山本 敬司	監査役(常勤)	-	13,025	13
渋谷 達夫	監査役(常勤)	-	5,000	5
水石 捷也	監査役	-	-	-
松本 康子	監査役	-	-	-
計			179,002	175

(注1) 役名、職名、所有株式数及び議決権の数は本書提出日現在のものです。

(注2) 所有株式数及び議決権の数には、それぞれ当社の役員持株会における持分に相当する所有株式数(小数点以下切捨て)及びそれらに係る議決権の数を含めた数を記載しております。

(注3) 取締役廣畑史朗氏及び取締役坂場三男氏は、社外取締役であります。

(注4) 監査役水石捷也氏及び監査役松本康子氏は、社外監査役であります。

(注5) 当社は、法令に定める監査役の数に欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	議決権の数(個)
柏木 秀一	補欠監査役	-	-	-

(2) 新株予約権

氏名	役名	職名	所有個数(個)	株式に換算した数(株)	株式に換算した議決権の数(個)
秋山 保孝	会長(代表取締役)	会長	60	60,000	60
小野原 勉	社長(代表取締役)	社長	40	40,000	40
武田 和生	取締役	専務執行役員	24	24,000	24
荻野 康俊	取締役	常務執行役員	14	14,000	14
浦野 実	取締役	執行役員 コネクタ事業部長	8	8,000	8
廣畑 史朗	取締役	-	-	-	-
坂場 三男	取締役	-	-	-	-
山本 敬司	監査役(常勤)	-	2	2,000	2
渋谷 達夫	監査役(常勤)	-	-	-	-
水石 捷也	監査役	-	-	-	-
松本 康子	監査役	-	-	-	-
計			148	148,000	148

(注1) 役名、職名、所有個数、株式に換算した数及び株式に換算した議決権の数は本書提出日現在のものです。

(注2) 取締役廣畑史朗氏及び取締役坂場三男氏は、社外取締役であります。

(注3) 監査役水石捷也氏及び監査役松本康子氏は、社外監査役であります。

(注4) 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。

氏名	役名	職名	所有個数(個)	株式に換算した数(株)	株式に換算した議決権の数(個)
柏木 秀一	補欠監査役	-	-	-	-

5【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。

以上